

## 7 入札第 5 号 PPC 用紙 (A4) (A3) 【単価契約】の入札について

この入札は、**1 回目**の**入札書の提出**を**郵送**に**限定**した入札です。

特に、次のことに留意のうえご参加ください。

1. 入札書は **一般書留 簡易書留 特定記録** のいずれかの方法で必ず「**3月11日 17:00 (必着)**」までに、物品管理室に**届くように郵送**してください。持参、普通郵便等による方法の場合又は期限後に届いた場合、その入札は**無効**となります。
2. 入札書は、内封筒及び外封筒の**二重封筒**としてください。二重封筒でなかった場合、その入札は**無効**となります。  
※それぞれの記載例については別紙参照
3. 1 回目の郵送する入札書には、代理人の記名・押印は**不要**です。
4. **一般競争入札参加申請書**は「**3月11日 17:00 (必着)**」までに、物品管理室に**届くように提出**してください。期限までに届かなかった場合、**入札書**が期限内に届いても、その入札は**無効**となります。  
※郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）、持参又はFAX等のいずれかの方法により提出  
※郵送、FAX等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。
5. 代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日（**3月12日**）に**委任状**の提出が必要です。

※ 内封筒及び外封筒の記載例

- 内封筒… **1回目**の**入札書のみ**を入れ封かんする。



- 外封筒…上記**内封筒**を入れ封かんする。

(一般競争参加申請書を同封することも可。)



一般競争入札予定表

入札件名：7入札第5号 PPC用紙（A4）（A3）【単価契約】

公告日		2月13日			
郵送入札受付期間		2月13日	～	3月11日	(17:00)
入札参加申請受付期間		2月13日	～	3月11日	(17:00)
同等品	受付期間	2月13日	～	2月28日	(17:00)
	回答期限	3月5日			
質問	受付期間	2月13日	～	2月28日	(17:00)
	回答期限	3月5日			
開札日		3月12日 (10:00)			
開札会場		長崎県庁行政棟1階入札室			
契約期間		契約締結日 ～ 令和8年3月31日			
納入期間		令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日			

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

7入札第5号 P P C用紙（A4）（A3）【単価契約】

予定数量 A4 49,000包（1包500枚）

A3 1,700包（1包500枚）

(2) 購入物品の特質

仕様書のとおり。

(3) 契約期間及び納入期間

契約期間：契約締結日から令和8年3月31日

納入期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

(4) 納入場所

長崎県庁行政棟及び議会棟ほか13ヵ所

(5) 入札の方法

① 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

② 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和7年3月1日現在で有している者であること。

(4) 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

4 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

5 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和7年3月11日 17時00分

7 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和7年2月28日 17時00分

8 入札書及び契約の手續において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所 長崎県出納局物品管理室

(2) 受領期限 令和7年3月11日 17時(必着)まで

(3) 提出方法 郵送(一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法)により受領期限内必着のこと。

なお、悪天候(大雨、大雪、台風接近等)の場合は、受領期限日時を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

10 入札書の開札場所及び期日等

(開札場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(開札日時) 令和7年3月12日 10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

# 入 札 説 明 書

この入札は、第一回目の入札書の提出を郵送のみに限定した入札です。  
下記を熟読のうえ、入札に参加くださいますよう、お願いします。

## 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

### (1) 入札番号、購入物品名及び予定数量

7入札第5号 PPC用紙(A4)(A3)【単価契約】

予定数量 A4 49,000包(1包500枚)

A3 1,700包(1包500枚)

\*規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

### (2) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書(調達様式第11号)」を、持参、郵送(できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。)又はFAXにて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

※郵送、FAXで申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和7年3月11日 17時00分(必着)

### (3) 「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承認願」(調達様式第4号)を郵送、持参又はFAXにて提出し、事前に審査を受けること。

提出については複数回可能とし、受付日翌日より3日(休日を除く)以内に審査結果を物品管理室よりFAXにて回答します。

#### ※「同等品承認願」の提出場所及び最終提出期限等

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔最終提出期限〕令和7年2月28日 17時00分(必着)

〔提出方法〕メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者職氏名・登録番号を記載のうえ製造元発行の製品仕様書・紙質試験表・サンプル5包と共に提出すること。なお、サンプルは試験のために使用させていただきます。(同等品については複数可。但し、納品は一種類とすること。)

#### ※「同等品承認願」に添付するカタログ等の資料については、仕様書番号を付して要求をみたす箇所を明確にすること。

また、カタログ等に記載のないものについては、メーカーの品質証明書等を提出すること。

### (4) 物品等の納入場所及び契約(納入)期間

〔納入場所〕長崎県庁行政棟及び議会棟ほか13ヵ所

〔契約期間〕契約締結日～令和8年3月31日

〔納入期間〕令和7年4月1日～令和8年3月31日

### (5) 入札書の提出場所、受領期限、提出方法等

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔受領期限〕令和7年3月11日 17時(必着)まで

〔提出方法〕一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

〔その他〕悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限日時を延期することもあるので、事前に2の部局に確認すること。

(6) 入札書の開札場所及び日時等

〔開札場所〕 長崎県庁行政棟 1 階入札室

〔開札日時〕 令和 7 年 3 月 12 日 10 時 00 分 開始

〔その他〕 開札に、代表者本人が立ち会う場合、又は年間委任状を提出済みの代理人が立ち会う場合は、名刺等（運転免許証、健康保険証等、本人であることが確認できるもの。）の提示が必要になること。

また、年間委任状を提出していない代理人が開札に立ち会う場合は、「委任状（調達様式第 9 号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。以下同じ。）の提出が必要になること。

なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合、開札日時を延期することもあるので、事前に 2 の部局に確認すること。

(7) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第 6 号）」を下記提出場所へ令和 7 年 2 月 28 日 17 時 00 分までに F A X にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和 7 年 3 月 5 日までに「質問への回答書（調達様式 7 号）」により F A X にて回答する。また、回答のうち全参加者に関する内容は、物品管理室 H P に掲載する。

質問書提出場所 出納局物品管理室

F A X 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 6 8 TEL095-895-2881

(8) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 入札書には 1 包 500 枚あたりの単価（当該単価に 1 円未満の端数がある場合は、少数第 2 位までとすること。）及び当該単価に当該物品の予定数量を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、当該端数は切捨てること。）並びにその合計金額（以下「入札総価額」という。）を記載すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（単価）（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第 8 号）に記載すること。

エ 入札金額（入札書に記載する金額のすべて）は訂正することができない。

オ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

カ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

キ 再度の入札に限り、代理人が入札することができる。この場合、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

・郵送の場合

① 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。

② 入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載すること。

③ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。

④ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

⑤ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

⑥ 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、物品管理室、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、F A X 番号）を記載すること。

・再度入札の場合

① 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載し提出すること。

② 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する



印鑑（代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。

③ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

④ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

#### (9) 入札保証金及び契約保証金

##### ア 入札保証金

免除する。

##### イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（各契約単価に予定数量を乗じて得た金額の合計金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 入札期日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000万円以上
- ②2,000万円未満500万円以上
- ③500万円未満

#### (10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからコにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。また、キ及びソからテまでは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

キ 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

ク 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

コ 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

サ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

シ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。

ス 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

セ 入札書の金額が訂正されているとき。

ソ 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

タ 代理人が入札したとき。

チ 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

ツ 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

テ 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。

ト 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

ナ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### (11) 落札者の決定

- ア すべての入札単価が、それぞれの予定価格の制限の範囲内での入札をした者のうち、入札総価額が最低価格である者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県の職員がくじを引くものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 【注意事項】

- ・開札日において、提出があった全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。
- ・所定の日時及び方法により提出があった入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、開札に立ち会う入札者は、入札書（3枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。開札に立ち会う者及び入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。
- ・開札に入札者の立ち会いがない場合、当該入札事務に関係のない県の職員の立ち会いのもと、開札を行う。
- ・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会う入札者に限る。
- ・開札に立ち会う入札者がいない場合、再度の入札は行わない。
- ・開札に立ち会う者が代理人である場合、委任状の提出が必要であること。  
（※代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加することができない。）

#### (12) 落札者決定の通知

- ア 全ての入札者が開札に立ち会った場合  
落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。
- イ 開札に立ち会わなかった入札者がある場合  
落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会った入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかった入札者に対しては、物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において掲載する入札結果一覧表をもって、落札者決定の通知を行ったものとみなす。  
なお、落札者が開札に立ち会わなかった場合、落札者に対しては次に掲げる手順により落札者決定の通知を併せて行う。
  - ①落札者決定通知書を落札者にFAX送信する。
  - ②落札者に電話を掛け、①の受信確認を行い、FAX及び電話により、落札者決定の通知を行う。

#### (13) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

#### (14) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和 7 年 3 月 1 日現在で得ていること。
- エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- オ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

## 2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850－8570 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095－895－2881

# 仕 様 書

1. 物 品 名            P P C用紙（A 4）（A 3）【単価契約】
2. 例 示 品            ①日本製紙（株） P P C用紙 N 7 0  
                          ②北越コーポレーション（株） 再生P P C 8 0
3. 発注予定数量        A 4    4 9, 0 0 0包（1包5 0 0枚入り）  
                          A 3     1, 7 0 0包（1包5 0 0枚入り）

※発注予定数は、令和7年4月～令和8年3月までの予定数量であり増減することがある。

4. 契約の方法            1包（5 0 0枚）あたりの単価契約とする。
5. 納 入 場 所            別紙のとおり
6. 契約期間              契約期間：契 約 締 結 日から令和8年3月3 1日  
    及び納入期間        納入期間：令和7年4月1日から令和8年3月3 1日
7. 納入条件等

- (1) 上記物品の納品は、本庁各所属及び長崎市、西彼杵郡内に所在する地方機関（別紙のとおり）から契約業者に対し、随時、直接指示するものとする。本庁各所属については、主に総務文書課が納品指示を行う。総務文書課が指示する納品場所（各階のマグネットスペース及び個室の3 4箇所）に指示された数量の納品を行うこと。（マグネットスペース及び個室の箇所数は変更する可能性あり。）ただし、本庁各所属が直接納品指示する場合もあるので、随時対応すること。
- (2) 契約業者は、(1)の納品指示を毎週とりまとめ、原則として、金曜日（当日が休日にあたる時はその前開庁日）1 7時までに発注があったものを翌週の水曜日（当日が休日にあたる時はその翌開庁日）1 7時までに納品指示があった(1)の納入機関に納入し、担当者の検査を受け、引き渡すものとする。引き渡しの際には受領書等を発行し、納入機関の担当者及び受領立会者に押印してもらうこと。なお、総務文書課が指示する納品場所に納入する際は、各納品場所の受領立会者の確認印を別途様式に押印の上、総務文書課に提出すること。
- (3) 契約業者は月末締めで、(2)の担当者及び受領立会者が押印した受領書等を納入機関ごとに台紙に貼り付けを行い、全ての納入機関、納品数量等を記載した一覧表（任意様式）とともに提出すること。
- (4) (2)の納入方法にかかわらず、特別に、緊急な納品が必要となる場合は、出納局物品管理室から納入について協議のうえ納品を指示する場合もあるので、その時は誠意をもって対応すること。
- (5) 契約業者は天災地変等の不可抗力により、物品を指定の日までに納入できないときは直ちに出納局物品管理室に連絡し、指示に従うこと。
- (6) 代金の請求については毎月末締めで、納入機関ごとの、月間の納入数量に相当する金額（消費税及び地方消費税を含む。）を請求すること。但し1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

## 8. 要求仕様

ア. 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を、環境省が定めた「長崎県環境物品等調達方針」で示された算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。

(注1. バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

(注2. 製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。

イ. 縦目用紙であること。

ウ. 紙粉等により複写機が故障しないような用紙であること。

エ. 坪量64～70g/m<sup>2</sup>であること。(JISP8124)

オ. 平滑度が表・裏ともに15秒以上であること。(JISP8119または、JISP8155)

カ. 包装紙は、防湿性があるものに限る。

キ. ケース・包装紙の表示と製品仕様が異なるもの(ケース・包装紙が訂正されていないもの)であること。

## 9. その他

同等品を納品する場合で、印刷時に業務に支障が出るような不具合がみられ、その原因が用紙にある場合は、用紙の変更等について真摯に対応すること。

また、同等品承認願の際に提出したサンプルと同等の品質のものを年間を通して納品すること。

※例示品または、上記要求仕様を満たすもの(同等品)を納入すること。

留意事項：同等品承認願の提出にあたっては、製造元発行の製品仕様書・紙質試験表・サンプル5包と共に提出すること。なお、サンプルは試験のために使用する。

物品の請求及び納品先は、下記の所在地の本庁各課（室）、議会事務局、各種委員会事務局及び地方機関とする。

## 記

納品場所		納品階	納品箇所数	エレベーター有無
名称	所在地			
長崎県庁行政棟及び議会棟	長崎市尾上町3-1	1～7階	34	有
漁業取締室	長崎市多良町1551-4 (総合水産試験場内)	2階	1	無
長崎振興局 管理部・建設部	長崎市大橋町11-1	1階	1	
長崎振興局 税務部	長崎市万才町3-17	4階	1	有
長崎振興局 保健部（西彼保健所）	長崎市滑石1-9-5	1階	1	
長崎振興局 県央水産普及指導センター	長崎市多良町1551-4 (総合水産試験場内)	2階	1	無
長崎振興局 長与都市開発事業所	西彼杵郡長与町高田郷294-1	1階	1	
長崎振興局 長崎港湾漁港事務所	長崎市万才町3-17	6, 7, 9階	3	有
西彼福祉事務所	長崎市茂里町3-24 (長崎県総合福祉センター 県棟)	1階	1	
長崎子ども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10-22	1階	1	
開成学園	長崎市平山台2-34-1	1階	1	
総合水産試験場	長崎市多良町1551-4	1階	1	
計量検定所	長崎市銭座町3-3	1階	1	
長崎高等技術専門学校	西彼杵郡長与町高田郷547-21	1階	1	